

令和4年1月12日

各競技団体長 様

長崎県教育庁体育保健課
課長 松崎 耕士
(公印省略)

1月12日以降の競技力向上対策本部事業の対応について(依頼)

本県スポーツの振興につきまして、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、県教育委員会では、県内でオミクロン株の市中感染が始まりつつあることや児童生徒の感染が増加傾向にあることを受けて、県立学校における1月12日以降の部活動の取扱いについて、別添(写)のとおり通知しました。

つきましては、各競技団体が実施する標記事業の対応についても下記のとおりとし、事業を実施されますようお願いいたします。

記

- ① 当面の間、県内実施事業(宿泊可)のみとし、県外との交流や県外での実施はしないこと。
(県外チームを県内に招へいすることも含む)
- ② 大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や高体連・中体連等が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合には、県外も可とする。
- ③ 小学生・中学生・高校生対象の競技力向上対策本部事業については、上記①②と同様の対応とする。
- ④ 成年種別の各事業については、感染が拡大している地域との往來を慎重に検討したうえで実施すること。
- ⑤ 競技力向上対策本部事業の「講師招へい事業」については、講師・選手の体調等を十分に確認したうえで実施すること。
- ⑥ 競技力向上対策本部事業以外の県競技団体主催大会・事業・イベント等については、感染症対策を万全に講じたうえで、中央競技団体の実施基準やガイドライン等に基づき行うこと。なお、小学生及び中学生については、所属する市町教育委員会の通知に基づいた対応とすること。

★健康観察を実施し、参加者本人に発熱等の風邪症状がある場合や同居家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底し、参加者本人・保護者の意向を尊重すること。

★集団で食事をする場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。

★宿泊する場合は、移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。

★事業(大会参加)後の健康管理の徹底について特に留意すること。

※事業後、少なくとも2週間は重点的に取り組んでほしい内容

- ① 毎日の検温
- ② 発熱や咳・のどの痛みの有無・体調の変化観察
- ③ 可能な範囲での同居する家族の健康状態の把握(同居家族の発熱や体調不良の有無)
- ④ 会食など感染リスクの高い行動は控える
- ⑤ 無料検査を積極的に活用する【別添(写)参照】



3教文第1093号
3教体第331号
令和4年1月12日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和4年1月12日以降の部活動の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症は、全国的に感染が急拡大する中、県内においても、新規感染者が急激に増加し、1月6日より感染段階がレベル1に引き上げられ、県下全域に「注意報」が発令されました。

県内では、オミクロン株の市中感染が始まりつつあることや、児童生徒の感染が増加傾向にあるなど、一層警戒を強め、感染防止対策を徹底する状況にあります。

また、各学校においては、卒業年次の進路決定や、高校入試などの行事等を控えている時期であることから、部活動における県外との交流を停止し、令和4年1月12日（水）より、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

特に、全国・九州大会等への参加、または本日までに練習試合などで県外と往来した場合は、帰県後2週間は健康管理の徹底に留意した上で、無料検査^(※)を積極的に活用するよう御指導願います。

なお、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

※無料検査については、下記 URL または QR コードから御確認ください。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/kansenshou/kansenkakudai-muryoukensa>



部活動の取扱いについて（令和4年1月12日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、次に県教育委員会が通知するまでの当面の間、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居家族に風邪症状が見られる場合は、参加させないことを徹底すること。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。（※宿泊可）
- 県外との交流や県外での実施はしないこと。（県外チームを県内に招聘することも含む）
- 練習前後における、部室等の一斉利用と集団での飲食の場面の感染防止を徹底すること。
- 大会への参加については、県内大会のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合には県外も可とする。（※県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における基本的感染防止対策を徹底すること）
- 大会への参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染症対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。
- 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。
 なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせることを。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策等について】

- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 部活動における飲食の場面の感染防止を徹底すること。
- ・ 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 大会参加や交流等で宿泊する際は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の場면을可能な限り分散させるなど3密を避けること。

※「県HP」はこちらです。

- 『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
- QRコード：こちらからも確認できます。

